

地域生活支援型入所施設について

<p>基本指針</p>	<p>○ 真に必要と認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区市町村の障害福祉計画に、入所施設の必要性が明確に位置づけ 2 居生活支援サービスの機能 3 入所者の地域生活移行に向けて積極的な施設運営 4 入所施設以外の施策では適切な対応が困難なニーズが存在 5 整備に着手しなければならない緊急性や地域の事情が存在 <p>5 関係区市町村等において、施設サービスと居サービスのバランスのとれた整備 居サービスについても積極的取組</p> <p>○ 都内における未設置地域</p> <p>○ 日中活動支援として「自立訓練」「就労移行支援」を行う整備を優先</p> <p>○ 改築・大規模修繕は、地域生活支援型入所施設への転換を図る整備を優先</p> <p style="text-align: right;">(障害者(児)施設整備基本指針)</p>
<p>要件</p>	<p>○ 全個室またはユニット(小規模生活単位)型</p> <p>○ 以下の条件を1つ以上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設外に日中活動の場を確保 2 日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設 3 地域の障害者に対する24時間相談を実施 4 ショートステイを併設 5 グループホーム整備、バックアップに関する計画 <p style="text-align: right;">(第3期東京都障害福祉計画)</p>

